

日本最西端与那国島一周マラソン大会実行委員会出店等 営業規則

(目的)

第1条 この規則は、沖縄県暴力団排除条例(平成23年沖縄県条例第35号)及び与那町暴力団排除条例(平成23年与那国町条例第14号)の主旨に従い、反社会的勢力を利することを防止し、出店等の事業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持と、日本最西端与那国島一周マラソン大会の健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(出店等の営業申請)

第2条 出店等を営業しようとする者は、あらかじめその出店等を営業しようとする責任者及び、店舗ごとの責任者や使用人の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他第1条の目的を達するために、実行委員会が規定する事項について、出店等申込書(様式第1号)及び表明・確約に関する同意書(様式第2号)を実行委員会に提出し、出店許可証(様式第3号)の発行を得なければならない。

(関係機関への意見聴取)

第3条 実行委員会は、第1条の目的を達するために必要な限度において、出店等の営業の申請を行った者及びその出店の営業にかかる責任者及び営業従事者等、又はその関係者等が暴力団員等であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができる。

(出店の拒否)

第4条 実行委員会は、次に掲げる場合において、出店を許可せず、出店許可証を発行しないものとする。

- (1) 出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)である場合
- (2) 出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力を従業員等として使用すると認められる場合
- (3) 出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合
- (4) 出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると思われる場合

(出店許可証の掲示)

第5条 出店等の事業者は、実行委員会が発行した出店許可証を店舗の外部からわかり易い場所に掲示して、営業を行わなければならない。

日本最西端与那国島一周マラソン大会実行委員会出店等 営業規則

(出店許可の解除)

第6条 実行委員会は次に掲げる場合において、各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく出店許可を取り消すことができ、徴収した出店料は払い戻さないものとする。

- (1) 出店許可を得た者が、反社会的勢力であると判明した場合
- (2) 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- (3) 出店許可を得た者と現に出店している者が、異なることが判明した場合
- (4) 出店許可を得た者が、みかじめ料、ショバ代等の名目を問わず、反社会的勢力に金品を渡した場合
- (5) 出店許可を得た者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合
- (6) 出店等において、反社会的勢力を従業員等として使用した場合
- (7) 営業中に、粗暴、卑猥な言動等その他客に迷惑をかける行為を行った場合
- (8) 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合
- (9) 実行委員会等大会関係者の指示に従わない場合

(出店等の使用人の届出)

第7条 出店等を営業しようとする者が、やむを得ず事前に申請した以外の者を従業員として使用する場合は、当該使用人の住所、氏名、生年月日等を実行委員会に届出なければならない。

(責任者及び使用人一覧表の備付け及び提示)

第8条 出店の営業者は、店舗ごとに責任者及び営業従事者一覧表(様式第4号)の写しを備付けなければならない。

- 2 出店責任者又は店舗ごとの営業従事者は、実行委員会等から、責任者及び営業従事者一覧表の写しの提示を求められたときは、これに従わなければならない。

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(申請日)

令和 年 月 日

日本最西端与那国島一周マラソン大会実行委員会 御中

出店申込書

年に開催される大会に伴い、露天の出店を申込みます

(申請者)

※太枠内をご記入ください

住所	〒		電話番号	(自宅)
				(携帯)
フリガナ 氏名		生年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
		印		
出店業種	営業品目			

(本人確認書添付欄) 例:免許証、パスポートの写し

※別途、保健所発行営業許可書の写し、許可証用写真(cm × cm)を提出してください

責任者及び使用人一覧表

店舗ごとの責任者

店舗番号	営業品目	氏名	生年月日	住所

※ 本人確認書類（例：免許証、パスポートの写し）の提出

※ 店舗ごとに責任者の許可証用写真（ cm × cm）の提出

店舗ごとの使用人

店舗番号	営業品目	氏名	生年月日	住所

※ 本人確認書類（例：免許証、パスポートの写し）の提出

表明・確約に関する同意

日本最西端与那国島一周マラソン大会実行委員会 御中

住 所 _____

名 称 _____

営業種別 _____

代表者名 _____

生年月日 昭・平・令 年 月 日

連絡先 _____

私は、「日本最西端与那国島一周マラソン大会」に出店するに際し、次の①の各号のいずれかに該当し、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、又は①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、直ちに出店を取り消されても異存はありません。

また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任とします。

① 次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等に属している者
- (6) その他前各号に準ずる者

② 次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 他人に出店許可の名義を貸す
- (2) 暴力団・暴力団員にみかじめ料、ショバ代などの名目を問わず金品を渡す
- (3) 暴力団・暴力団員及びその支援者などを従業員として使う
- (4) 営業中において、粗暴、ひわいな言動その他客に迷惑をかける
- (5) 半裸体及び入れ墨をのぞかせるなど粗野な服装や態度をとる
- (6) 実行委員会等大会関係者の指示に従わない
- (7) その他前各号に準ずる行為

令和 年 月 日

代表者氏名 _____ (印)

臨時営業許可申請について

1. 臨時営業とは？

組立式パネル、テント、屋台等の容易に撤去することが可能な簡易な施設（以下「簡易施設」という。）を設置して飲食物を提供する臨時の営業のこと。営業形態は、①期間限定で実施される催事への出店又は催事に隣接して出店するもの、②営業を行う日ごとに、簡易施設の設置及び撤去をするものの2形態がある。

※コンテナや自動車等の強固な構造物は、簡易施設とは認められないので、通常の固定店舗又は自動車営業の許可申請をご確認ください。

2. 臨時営業の種類と取り扱い可能食品

営業の種類	取り扱い可能食品
飲食店営業 (臨時営業)	<p>(1) 調理方法が容易で、販売直前に十分に加熱された食品</p> <p>(2) 食品衛生法第 55 条の許可を受けて製造された食品のうち、常温で保存することが可能で、そのままの状態で飲食に供することができるものを開封して盛り付けた食品</p> <p>(3) かき氷、アイスクリーム類（小分けして販売するものに限る。）又は殺菌液状ミックスを原料として製造されたソフトクリーム</p> <p>(4) コーヒー又は茶類</p> <p>煮物類・・・おでん、煮込み、牛汁等 焼物・・・焼き鳥、焼き魚、餃子 等 お好み焼き類・・・たこ焼き、お好み焼き。 麺類・・・焼きそば、沖縄そば、即席カップ麺等 揚物類・・・フライドチキン、フライドポテト、天ぷら等 ドック類・・・アメリカンドック等 米飯・・・レトルトパウチ食品又は無洗米 菓子類・・・たい焼、今川焼き、ポーポー、サターアンダギー 市販品・・・スナック菓子、パン、缶詰食品、清涼飲料水、アル コール飲料等（市販品飲料の混合提供を含む） 削氷、アイスクリーム類の小分け、シャーベット 等 コーヒー又は茶類・・・簡易施設において抽出したホットに限る（市販の水は可）</p>

3. 手続きの流れ

許可申請→検査（設備の現物確認又は写真確認）→食品衛生講習会→許可証交付

4. 臨時営業許可申請に必要な書類等

- ・食品営業許可申請書 1部
- ・施設の構造及び設備を示す図面 1部
- ・申請手数料（沖縄県収入証紙**16,000円**）※申請後は返金できませんので注意してください。
- ・(必要に応じて) 水質検査の結果
- ・(必要に応じて) 出店予定届（第1号様式） 1部

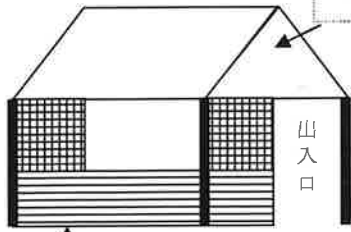
5. 運営管理についての注意点

- ・HACCP に沿った衛生管理を行い、食品衛生責任者を設置すること。
- ・原則として使い捨て容器を使用すること（使用しない場合は貯水200ℓ）。
- ・営業施設の設置場所は、八重山保健所管内（石垣市、竹富町、与那国町）とする。
- ・営業の許可を受けた月及び当該月以後3月ごとに、次の3月の施設の設置場所を出店予定届（食品衛生法施行細則第7条・第1号様式）により報告すること。
また、報告した設置場所を変更する場合、変更日の前日（前日が土・日・祝祭日の場合は、直近の開庁日）までに新たに設置する場所を連絡すること。
- ・仕込み行為はあらかじめ原材料を洗浄、カット等の加工のみとする。
- ・仕込み場所は衛生的な施設で行うこと、簡易施設内では仕込み行為を行わないこと。
- ・「十分な加熱」とは「75℃で1分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれがある食品の場合は85～90℃で90秒以上）」であること。
- ・使用する原材料は、仕込み行為を必要としない市販品又は仕込み場所で事前に仕込んだものとし、必要に応じて使用直前まで冷凍又は冷蔵すること。そうざい半製品の製造など仕込み行為の内容によっては、仕込み場所において必要な許可の取得又は営業届出を行うこと。
- ・生もの（刺身、生野菜、生卵等）は、取り扱い不可。
- ・冷凍又は冷蔵保管を必要とする生クリーム、果物等のトッピングを行ってはならない。

6. 臨時営業の施設基準 (チェックシート形式)

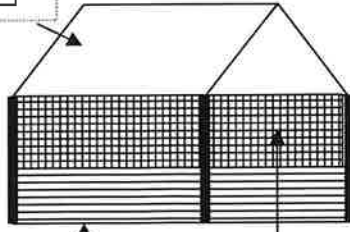
営業者名 (店舗名) _____

立面図 (例)
(正面)



①屋根は雨風をしのげるよう、覆う

(背面)



テントの大きさ
_____ cm X _____ cm

腰張りの大きさ
(1枚あたり)
_____ cm X _____ cm

計 _____ 枚

②腰ばり
床から60 cmまではベニヤ板等の硬質材料で囲む

④床から60 cm以上の部分と屋根との空間はスクリーン又は網、よしず等で囲む

⑤給水設備は可能な限り水道管直結とする。困難な場合は、給水栓のついた給水専用の貯留容器を設ける

<表面2の取り扱い可能食品に応じて以下の容量が必要>

- ・ 2(2)、(3)、(4)のみの場合 → 40リットル
- ・ 2(1)の場合 → 80リットル
- ・ 使い捨て食器を使用しない → 200リットル

⑥器具類洗浄用

流水受槽式洗浄設備 (シンク) を設ける
使用する器具が十分に入る
大きさとする

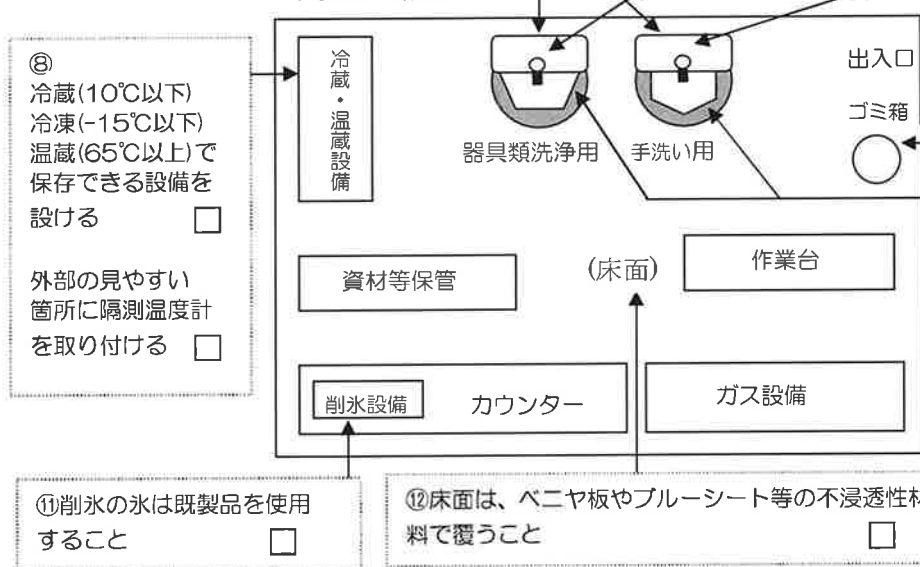
器具類洗浄用の洗剤、洗浄器具 (スポンジ・たわし等) を備え付ける

⑦手洗い用

流水受槽式洗浄設備 (シンク) を設ける
水栓は手指再汚染しないもの
両腕まで十分に洗える
大きさとする

石けん、ペーパータオル、消毒液を備え付ける

平面図 (例)



⑧ 冷蔵 (10°C以下)
冷凍 (-15°C以下)
温蔵 (65°C以上) で
保存できる設備を
設ける

外部の見やすい
箇所に隔測温度計
を取り付ける

⑨ゴミ箱は、ふた付き
で、清掃しやすく、汚
液及び汚臭の漏れが
ないこと

⑩汚水回収設備は、汚水を貯留する容器を設置する

<表面2の取り扱い可能食品に応じて以下の容量が必要>

- ・ 2(2)、(3)、(4)のみの場合 → 40リットル
- ・ 2(1)の場合 → 80リットル
- ・ 使い捨て食器を使用しない → 200リットル

⑪削氷の水は既製品を使用
すること

⑫床面は、ベニヤ板やブルーシート等の不浸透性材
料で覆うこと

⑬営業許可証の原本を施設の見やすい場所に掲示すること

⑭調理方法が容易で、販売直前に十分に加熱された食品のみ販売すること

⑮簡易施設内には照明設備を有すること

記載内容について不明な点や他の業種に関する詳細などについてはお問い合わせ下さい

八重山保健所 生活環境班 食品衛生担当
TEL 0980-82-3243(直通)

食品衛生法が改正されました

令和3年6月1日施行

- 食品衛生法は、飲食による健康被害の発生を防止するための法律です。
- 食を取り巻く環境の変化や国際化などに対応して食品の安全を確保するため、平成30年に改正を行いました。周知や経過措置の期間が終了し、令和3年6月1日から完全施行します。
- 営業許可申請、営業届出、リコール情報の報告はオンラインでの手続きが可能です。
(詳細は裏面)

“HACCPに沿った衛生管理”を制度化



一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則として全ての食品等事業者に求めます。衛生管理計画を作成し、実施状況の記録を保管してください。

小規模事業者等は、厚生労働省ホームページで公表している手引書を参考に、簡略化したアプローチで取り組むことができます。

HACCP (ハサップ)

原料の受け入れから製造・調理、製品の出荷までの一連の工程や貯蔵、販売において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法

“営業許可制度”の見直しと“営業届出制度”の創設



営業許可制度の見直し

食中毒等のリスクや、食品産業の実態を踏まえ、営業許可が必要な業種の見直しを行いました。既存の事業者には業種に応じて、経過措置があります。

経過措置(例)

- ・新たに営業許可業種となる業種の事業者で、令和3年6月1日時点で営業している事業者の方は、営業許可の取得に3年の猶予期間があります。
- ・既存の営業許可は期限まで有効です(下記の届出業種となる場合は届出不要です)。

営業届出制度の創設

HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、食品等事業者を把握できるよう、営業の届出制度を創設しました。

「許可営業」と「届出対象外営業」以外の営業を営んでいる場合には、管轄の保健所に営業届出を行ってください。なお、許可事業者が届出営業も営む場合にも届出が必要です。

経過措置(例)

- ・令和3年6月1日時点で営業している事業者の方は令和3年11月30日までに届出を行う必要があります。

食品等の“リコール情報”の報告を義務化



事業者が食品等の自主回収(リコール)を行う場合に、自治体を通じて国へ報告する仕組みを作り、リコール情報の報告を義務化しました。事業者は、回収に着手した旨、回収の状況を所管の自治体に届け出なければなりません。

届出された情報は一覧化してホームページ等で公表されます。

食品衛生申請等システムの利用方法

Step 0 食品衛生申請等システムへアクセス

【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



PCでのアクセスを推奨します。

スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。



iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

Android (Chrome) の場合

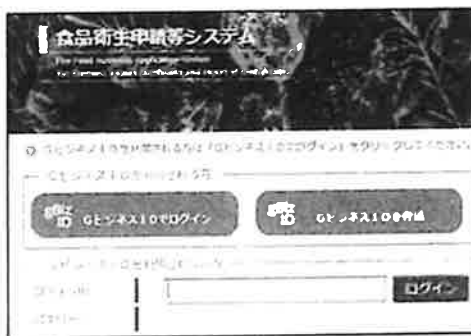
Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

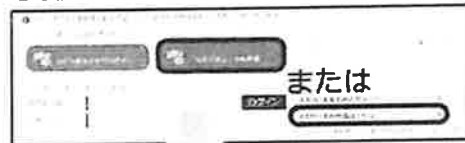
G BizIDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得します。

G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。通常のアカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、G BizIDの取得を推奨します。

① 上記URLまたはQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス



② G BizIDの作成またはアカウント作成を選択



③ 必要情報を入力し、登録

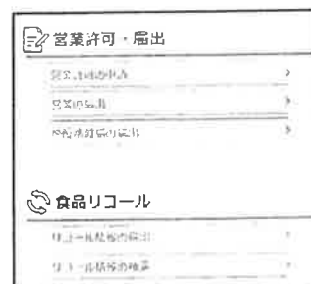


Step 2 各種申請（届出）の手続き方法

① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン ※表面に記載のURLまたはQRコードからアクセス



② 目的の項目を選択



④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせをすることがあります。

③ 必要情報を入力

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

